市中企の対象となる営業車についてのガイドライン

①市中企の対象となる営業車は以下のいずれかに該当する車両とする。

(1) 貨物自動車（１又は４ナンバー、軽自動車の場合は４ナンバー）

(2) 乗合自動車（２ナンバー）

(3) 事業に必要な公認改造車（８ナンバー）

(4) 大型特殊自動車（９又は０ナンバー）

(5) 事業用登録車（緑ナンバー：軽自動車の場合は黒ナンバー）

(6) 乗用自動車のうち、自動車運転代行業における随伴用自動車、介護サービス事業におけるリフト等乗降を補助する設備付きの車両、レンタカー

②上記以外で、車両ナンバーが３、５、７から始まる軽自動車を含む乗用自動車（以下「車両」という。）については、以下のいずれかに該当することが望ましい。

(1) 値引き後の税込み車両本体価格が150万円以下の車両（中古車の場合、現状販売の価格が150万円以下の車両）

(2) 塗装等により社名等が明記された車両（購入後に社名を明記する場合を含む。）

(3) 経営者等と車両との関係の明確な区分・分離ができる企業が購入する車両（当該車両を自家用としては一切利用しない、当該企業へ金融機関のプロパー資金で融資する際に経営者保証に依存しない融資ができる等）

※(2)、(3)に該当する場合、その内容が分かる資料（様式任意）の添付をお願いします。

※(3)についての例（いずれの場合も、社会通念上相当と認められる車両）

・建設業等で、作業員が乗り合いで現場に移動するための車両

・従業員（事業主、会社役員及び事業専従者以外）の外勤に使用するための車両

・自動車整備工場等で、代車に使用するための車両

③上記①及び②の要件に該当しないが、値引き後の税込み車両本体価格が200万円以下の車両の場合、下記条件を全て満たすことが望ましい。なお、この場合、税込み車両本体価格（中古車の場合、現状販売の価格）のみを対象とすることが望ましい。

(1) 事業割合に応じた自己負担を伴うこと

(2) 乗車定員が５名以下であること

(3) 車両のタイプがミニバン・スポーツ・SUVでないこと

(4) 乗用自動車でなければならない合理的な理由があるもの

※上記内容を説明する資料（様式任意）の添付をお願いします。

④上記ガイドラインから逸脱する車両購入については、説明書（別紙様式）を提出するものとする。（奥州市中小企業融資あっせん条例施行規則第９条第１項第８号に規定する書類として）

奥州市中小企業融資あっせん制度設備資金利用（車両購入）に係る説明書

令和　　年　　月　　日

奥州市長　宛

制度利用予定者

住　　　所

名称・名称

代表者名

　標記について、以下のとおり提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 業種 |  |
| 主な取扱商品等 |  |
| 許認可の状況 |  |
| 現在所有している事業用車両の状況及び当該車両購入後の現車両の扱い |
|  |
| 取扱金融機関名 |  |
| 実行予定日 |  |
| 購入しようとする車両の詳細 |
| メーカー名 |  |
| 車種・グレード |  |
| 仕様等 |  | 定員 | 名 |
| 価格 | 円 | 融資あっせん希望額 | 円 |
| 車両の用途及びその頻度 |  |
| 自家用の割合 | （事業割合）　　　　　　　　：　　　　　　　　（自家用割合） |
| 購入予定車両が乗用自動車でなければならない理由（社名等を明記できない理由、150万円を超える車両でなければならない理由） |
|  |

※金融機関記載欄：本件融資に係る金融機関の考え方